

参議院議院運営委員会會議録第十一号

昭和六十二年十二月五日(月曜日)

午前十一時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鳩崎 均君
理事 井上 裕君
高木 正明君
柳川 覺治君
鈴木 和美君
浜本 万三君
鶴岡 洋君
橋本 敦君
橋本孝一郎君

委員

大塚清次郎君
木宮 和彦君
久世 公典君
佐藤謙一郎君
斎藤 文夫君
陣内 孝雄君
高橋 清孝君
高平 公友君
松浦 孝治君
山口 哲夫君
猪熊 重二君
香取タケ子君

議長 土屋 義彦君
副議長 瀬谷 英行君

衆議院議員

議院運営委員長

國務大臣

(内閣官房長官)

三塚 博君
小淵 恵三君

政府委員

内閣総理大臣官 稲橋 一正君
房審議官

事務局側

事務総長 加藤木理勝君
事務次長 佐伯 英明君
議事部長 戸張 正雄君
委員部長 辻 啓明君
配録部長 小野 博行君
警務部長 黒澤 隆雄君
庶務部長 菅野 清君
管理部長 長谷川光司君
渉外部長 波多野裕造君
法制局長 上田 章君
第一部局長 和田 文雄君

本日の会議に付した案件

○故衆議院議員元内閣総理大臣三木武夫君に対する弔詞に関する件

○故元議員須藤五郎君に対する弔詞に関する件

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(鳩崎均君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、故衆議院議員元内閣総理大臣三木武夫君に対する弔詞に関する件を議題といたします。

事務総長の報告を求めます。

○事務総長(加藤木理勝君) 元内閣総理大臣衆議院議員三木武夫先生には、去る十一月十四日、急性心不全のため、千代田区の三井記念病院において逝去されました。謹んで御報告いたします。

本日、午後二時から三木武夫先生の衆議院・内閣合同葬儀が日本武道館においてとり行われます。

す。

本委員会の理事会におきましては、協議の結果、お手元にお配りしてあります案文の弔詞をさげることと決定いたしました次第でございます。

○委員長(鳩崎均君) 本件につきましては、ただいまの事務総長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鳩崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鳩崎均君) 次に、故元議員須藤五郎君に対する弔詞に関する件を議題といたします。

○事務総長(加藤木理勝君) 元議員須藤五郎先生には、去る十一月十八日、急性心不全のため、大阪府堺市の同仁会耳原総合病院において逝去されました。謹んで御報告いたします。

本委員会の理事会におきましては、協議の結果、お手元にお配りしてございます案文の弔詞をさげることと決定いたしました次第でございます。

○委員長(鳩崎均君) 本件につきましては、ただいまの事務総長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鳩崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鳩崎均君) 次に、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案を議題といたします。

提出者から趣旨説明を聴取いたします。衆議院議院運営委員長三塚博君。

○衆議院議員(三塚博君) ただいま議題となりました国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地

域の静穏の保持に関する法律案につきまして提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、本法律案を提案いたしました理由は、国会の審議権の確保と良好な国際関係の維持に資するため、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域における拡声機の使用について必要な規制を行い、これらの地域の静穏を保持しようとするものであります。

その主な内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず第一に、国会議事堂等周辺地域、すなわち国会議事堂周辺地域並びに指定された政党事務所周辺地域及び外国公館等周辺地域における拡声機の使用については、当該地域の静穏を害するような方法での拡声機の使用を規制しようとするものであります。

第二に、内閣総理大臣は、衆議院議長または参議院議長がいずれかの要請があったときは、衆議院議員または参議院議員が所属している政党の主たる事務所及びその周辺の地域のうち、静穏を保持することが必要であると認める地域を、期間を定めて、政党事務所周辺地域として指定しようとするものであります。

第三に、外務大臣は、外国の使節団の公館、外国の領事機関の公館等及びその周辺の地域のうち、静穏を保持することが必要であると認める地域を、期間を定めて、外国公館等周辺地域として指定することができるものとしております。

第四に、国会議事堂等周辺地域等における拡声機使用の制限の適用除外といたしましては、公選法に定める選挙運動、選挙における政治活動、災害、事故等発生の場合の危害の防止及び国または地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用は、制限を受けないものとしております。

第五に、警察官は、これに違反して拡声機を使

用している者があるときは、その者に對し、拡声機の使用をやめるべきことなど必要な措置をとるべきことを命ずることができるとし、その命令に違反した者は、六月以下の懲役または二十万円以下の罰金に処するものとするものであります。

第六に、この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意するとともに、法令の規定に従って行われる請願のための集団行進については何らの影響を及ぼすものではないものとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行しようとするものであります。

以上が本法律案の概要であります。

御承知のとおり、国会周辺及び外国公館等周辺地域における静謐の保持につきましては、長年にわたる懸案事項でありまして、しばしば両院の議院運営委員会において、その対策が論議されてきたところであります。

本問題については、今臨時国会におきまして、関係機関との調整を行うなど精力的に協議を進め、去る一日、衆議院議院運営委員会において委員会提出の法律案と決定し、翌二日の本会議において、自由民主党、公明党・国民会議、民社党・民主連合の賛成を得て可決した次第であります。なお、衆議院議院運営委員会におきましては、起草案について、提案者及び政府当局等に対し、各党から質疑が行われました。

その主なものについて、参考のため紹介いたします。

まず、本法律案は、国会や行政官庁に対する国民の請願など、集団行動については規制、影響を与える意図はないと認識してよいかなど規制の対象に関する質疑に対し、提案者から、現在東京都公安委員会の許可を受けて国会議事堂周辺で行われている労働団体等による請願及び陳情については規制の対象には当たらない旨の答弁がありました。

また、政府当局から、本法律案で規制されているのは、社会通念上当該地域において受忍し得ないような形態での拡声機の使用であり、平穏に行われる請願行進を規制する趣旨のものではないと受けとめている旨の答弁がありました。

また、何人も法のものと平等との観点から、いわゆる右翼団体だけを対象とするのでは憲法上問題があるとの質疑に対しては、提案者から、本法律案により規制される行為は、当該地域において静謐を害するような方法で拡声機を使用する行為一般であり、特に一部の団体を対象としたものではない旨の答弁がありました。

また、質疑の中で政府に対し、本法律案の運用に当たっては現場の警察官が恣意によって判断することがないよう、統一的、客観的な運用を行うよう要望がありました。

なお、本法律案の提出に伴いまして、それまでの論議を踏まえ、全会一致で次の委員会決議を行いましたので、朗読させていただきます。

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静謐の保持に関する法律案の提出に伴う決議

政府は、本法の実施に当たり、本法が国民の基本的人権に深くかかわるものであることにかんがみ、拡声機の使用制限については、国民の権利を不当に侵害しないよう慎重に行うべきである。

以上であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（嶋崎均君） 本案に関し意見開陳の申し出がござります。鈴木和美君。

○鈴木和美君 私、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静謐の保持に関する法律案に反対の意見を申し述べたものであります。

反対理由の第一は、本法案に関連する事柄は昭和四十五年から国会において取り上げられ審議を

続けられてきていますが、基本的な憲法上の表現の自由問題をめぐり今日まで結論が出なかった難しい案件であります。したがって、今日までの経緯から見ても拙速に取り扱うべきものではないと考えます。

第二は、本法案成立によって、通常行われてきた集団や個人の請願行動が後に法文の拡大解釈等によって規制されるおそれがあると考えるからであります。

また、本法第五条において拡声機の使用の制限をうたっていますが、静謐を害するか否かの判断基準が不明確で、しかもその判断が現場警察官にゆだねられていることは、現場警察官の恣意で乱用される危険があり、右翼統制の名をかりて善良な国民の基本的権利が侵害されることになりかねないと考えざるからであります。

したがって、従来の審議から一歩前進して本案は起草されているとは思いますが、日本社会党・護憲共同は時期尚早という判断と基本的人権の擁護の立場から反対するものであります。

○委員長（嶋崎均君） 橋本敦君。

○橋本敦君 私、日本共産党を代表して、国会議事堂等周辺地域静謐の保持に関する法律案に反対の意見を述べます。

言うまでもなく、右翼の宣伝車による国会や政党本部などへの異常な騒音妨害は、音の暴力行為とも言えるべきもので、その規制は必要でありま

す。しかし、それは現行刑法の威力業務妨害罪や軽犯罪法等の適用で可能であるにもかかわらず、実際上野放しにされてきています。この問題は憲法が保障する国民の表現の自由にかかわる重大な問題であるため、ソ連外相の来日を理由に立法規制しようとするのは、その必要性も含めて十分かつ慎重な検討をなすべきもので、性急に決定すべきものではありません。このことを、まず指摘しておきます。

法案に反対する最大の理由は、静謐を害するような方法での拡声機の使用という極めて不明確な

規定を設け、これに違反するかどうかの判断をすべて現場の警察官の裁量にゆだねていることである。

何が静謐を害することになるのか、どのような態様のどの程度の音を規制するのか、衆議院の審議でも社会通念上受忍できない程度というだけで極めてあいまいであります。そうすると、大きな右翼の騒音があっても、警察官が認めなければ処罰もされず、一方、国民の国会への請願や要請のマイク使用であっても、警察官が静謐を害すると判断をし、その指示に反すると判断するならば犯罪とされるおそれもある。我が党に対する盗聴事件等もありましたが、こういったことを見るまでもなく、現在の警察の対応から見ても公正な運用を期待することは困難であります。

このように犯罪構成要件が不明確である上、処罰すべき行為の判断について警察官の裁量判断を大幅に認めるならば、それは、何人も法律の定める手続によらなければ刑罰を科せられないとする憲法第三十一条の適正手続や罪刑法定主義の原則に反し、右翼の騒音規制を口実にして国民の表現の自由を抑圧する危険を持つものであり、到底容認することはできません。

以上が本法案に強く反対する主な理由であります。

○委員長（嶋崎均君） これより採決を行います。

○委員長（嶋崎均君） 本案に賛成の諸君の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（嶋崎均君） 多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと多数をもって決定いたしました。

浜本万三君から発言を求められております。浜本君。

○浜本万三君 私は、ただいま可決されました国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静謐の保持に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の実施に当たり、本法が国民の基本的人権に深くかわるものであることにかんがみ、拡声機の使用制限については、国民の権利を不当に侵害しないよう慎重に行うべきである。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(嶋崎均君) ただいま浜本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(嶋崎均君) 全会一致と認めます。よって、浜本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小淵内閣官房長官から発言を求められております。小淵内閣官房長官。

○國務大臣(小淵三三君) ただいまの決議につきましては、その趣旨を踏まえ、対処いたしてまいりたいと考えております。

○委員長(嶋崎均君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(嶋崎均君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(加藤理一郎君) 本日は、冒頭、元内閣総理大臣衆議院議員三木武夫君逝去につき哀悼の件でございます。議長から、弔詞をささげることにつきまして異議の有無をもってお諮りいたしました後、弔詞を朗読されます。その際、一同御

起立をお願いいたします。

続きまして、元議員須藤五郎君逝去につき哀悼の件でございます。議長から、弔詞をささげることにつきまして異議の有無をもってお諮りいたしました後、弔詞を朗読されます。その際、一同御起立をお願いいたします。

次に、日程第一について議院運営委員長が報告され、採決いたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約十分の見込みでございます。

○委員長(嶋崎均君) ただいまの事務総長説明のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前十一時二十六分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

弔 詞(案)

参議院は五十有余年の永きにわたり衆議院議員としてわが国民民主政治発展のため力を尽くされました元内閣総理大臣衆議院議員正二位大勲位三木武夫君の長逝に対しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

弔 詞(案)

参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くされ特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられた元議員須藤五郎君の長逝に対しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案要綱
第一 目的

この法律は、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域における拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、これらの地域の静穏を保持し、もつて国会の審議権の確保と良好な国際関係の維持に資することを目的とするものとする。

第二 定義

1 この法律において「国会議事堂等周辺地域」とは、別表第一に定める国会議事堂周辺地域及び後記第三により指定された地域をいうものとする。

2 この法律において「外国公館等周辺地域」とは、後記第四により指定された地域をいうものとする。

第三 政党支部等周辺地域の指定

1 内閣総理大臣は、衆議院議長又は参議院議長がいずれかの要請があつたときは、衆議院議員又は参議院議員が所属している政党の主たる事務所及びその周辺の地域のうち、前記第一の目的に照らし静穏を保持することが必要であると認める地域を、期間を定めて、政党支部等周辺地域として指定するものとする。

2 前記1の衆議院議長又は参議院議長は、要請は、同一に規定する政党の申出により行うものとする。

3 内閣総理大臣は、前記1により政党支部等周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会と協議しなければならないものとする。

4 内閣総理大臣は、政党支部等周辺地域を指定する場合に、その旨並びにその区域及び期間を官報で告示しなければならないものとする。

5 内閣総理大臣は、政党支部等周辺地域についてその指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならないものとする。

6 前記3は、指定の解除について準用するものとする。

7 内閣総理大臣は、政党支部等周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならないものとする。

第四 外国公館等周辺地域の指定

1 外務大臣は、外国の使節館の公館、外国の領事機関の公館及び条約において不可侵とされる外国政府又は国際機関の事務所並びにその周辺の地域並びに別表第二に定める外国人の所在する場所及びその周辺の地域のうち、前記第一の目的に照らし静穏を保持することが必要であると認める地域を、期間を定めて、外国公館等周辺地域として指定することができるものとする。

2 前記第三から7までは、外国公館等周辺地域の指定について準用するものとする。

第五 拡声機の使用の制限

1 何人も、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域において、当該地域の静穏を害するような方法で拡声機を使用してはならないものとする。

2 前記1は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。
一 公職選挙法の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のためにする拡声機の使用
二 災害、事故等が発生した場合において、人の生命、身体又は財産に対する危害を防止するためにする拡声機の使用
三 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用

第六 違反に対する措置

警察官は、前記第五1に違反して拡声機を使用している者があるときは、その者に対し、拡声機の使用をやめよとすることその他の当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第七 罰則

前記第六による警察官の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に

処するものとする。

第八 適用上の注意等

1 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないものとする。

2 この法律の規定は、法令の規定に従って行われる請願のための集団行進について何らの影響を及ぼすものではないものとする。

第九 施行期日

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行するものとする。

別表第一 国会議事堂周辺地域(第二関係)

東京都千代田区霞が関二丁目及び三丁目並びに同区永田町一丁目及び二丁目の区域(側端の一方のみが当該区域に含まれる道路の区間のうち、当該区域に含まれる道路の部分を除く。)

別表第二 外国要人(第四関係)

一 外国の元首(当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。)及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員

二 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員

三 外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者

四 外国の外務大臣以外の外国の大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大臣に準ずる地位にある者

五 国際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となつてゐる国際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員

六 前記一から五までに掲げる者以外の者で、外務大臣がこれらの者と同等の接遇を行う必要があるとして指定するもの

十二月五日(月)の議事予定

元内閣総理大臣衆議院議員三木武夫君逝去につ

き哀悼の件

弔詞議決(異議の有無) 議長弔詞朗読
元議員須藤五郎君逝去につき哀悼の件
弔詞議決(異議の有無) 議長弔詞朗読

日程第一 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案(衆議院提出)

十二月二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案(衆)

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域における拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、これらの地域の静穏を保持し、もつて国会の審議機能の確保と良好な国際関係の維持に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国会議事堂等周辺地域」とは、別表第一に定める国会議事堂周辺地域及び次条第一項の規定により指定された地域をいう。

2 この法律において「外国公館等周辺地域」とは、第四条第一項の規定により指定された地域をいう。

(政党事務所周辺地域の指定)

第三条 内閣総理大臣は、衆議院議長又は参議院議長がいずれかの要請があつたときは、衆議院議員又は参議院議員が所屬している政党の主たる事務所及びその周辺の地域のうち、第一条の目的に照らし静穏を保持することが必要である

と認める地域を、期間を定めて、政党事務所周辺地域として指定するものとする。

2 前項の衆議院議長又は参議院議長の要請は、同項に規定する政党の申出により行うものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により政党事務所周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会と協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、政党事務所周辺地域を指定する場合に、その旨並びにその区域及び期間を官報で告示しなければならない。

5 内閣総理大臣は、政党事務所周辺地域についてその指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

6 第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

7 内閣総理大臣は、政党事務所周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(外国公館等周辺地域の指定)

第四条 外務大臣は、外交関係に関するウィーン条約第一条(1)に規定する使節団の公館、領事関係に関するウィーン条約第一条(1)に規定する領事機関の公館及び条約において不可侵とされる外国政府又は国際機関の事務所並びにその周辺の地域並びに別表第二に定める外国要人の所在する場所及びその周辺の地域のうち、第一条の目的に照らし静穏を保持することが必要であると認める地域を、期間を定めて、外国公館等周辺地域として指定することができる。

2 前条第三項から第七項までの規定は、外国公館等周辺地域の指定について準用する。

(拡声機の使用の制限)

第五条 何人も、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域において、当該地域の静穏を害するような方法で拡声機を使用してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる拡声機の使用について、適用しない。

一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のためにする拡声機の使用

二 災害、事故等が発生した場合において、人の生命、身体又は財産に対する危害を防止するためにする拡声機の使用

三 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用

(違反に対する措置)

第六条 警察官は、前条第一項の規定に違反して拡声機を使用している者があるときは、その者に対し、拡声機の使用をやめるべきことその他の当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(罰則)

第七条 前条の規定による警察官の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(適用上の注意等)

第八条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 この法律の規定は、法令の規定に従って行われる請願のための集団行進について何らの影響を及ぼすものではない。

附則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

別表第一 国会議事堂周辺地域(第二関係)

東京都千代田区霞が関二丁目及び三丁目並びに同区永田町一丁目及び二丁目の区域(側端の一方のみが当該区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この表において同じ。)の区間のうち、当該区域に含まれる道路の部分を除く。)

別表第二 外国要人(第四関係)

一 外国の元首(当該国の憲法に基づき元首の

任務を遂行する団体の構成員を含む。及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員

二 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員

三 外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者

四 外国の外務大臣以外の外国の大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大臣に準ずる地位にある者

五 国際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となつてゐる国際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員

六 前各号に掲げる者以外の者で、外務大臣がこれらの者と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの

十二月二日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案(衆)

昭和六十三年十二月八日印刷

昭和六十三年十二月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D